

高砂市定期予防接種費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項に基づく定期の予防接種（以下「予防接種」という。）について、やむを得ない事情により自己負担した接種費用を助成すること（以下「償還払」という。）に關し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象となる予防接種)

第2条 助成の対象となる予防接種は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) やむを得ない事情により、市長が予防接種業務委託契約をしている医療機関（以下「委託医療機関」という。）で接種することができず、委託医療機関以外の医療機関で接種する場合 法第2条第2項に規定するA類疾病に係るもの
- (2) 予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の9で定める特別の事情があることにより接種する場合 法第2条第2項に規定するA類疾病及び同条第3項に規定するB類疾病に係るもの

(助成対象者)

第3条 この要綱の規定により償還払を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、高砂市に住民登録を有する者又はその保護者（法第2条第7項に規定する保護者をいう。以下同じ。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる場合に該当し、かつ、次のいずれかに該当する者として高砂市から予防接種実施依頼書（以下「依頼書」という。）の交付を受けた者
 - ア 保護者が妊娠、出産、疾病等やむを得ない理由により、県外に帰省又は居住をしており、委託医療機関で予防接種を受けることが困難な者
 - イ 予防接種を受けようとする者が疾病、障害その他の理由により入院又は入所をしており、委託医療機関で予防接種を受けることが困難な者
 - ウ 予防接種を受けようとする者が基礎疾患有するハイリスク児で、委託医療機関以外のかかりつけ医で予防接種を受けることが望ましい者
 - エ その他市長がやむを得ないと認めた者
- (2) 前条第2号に掲げる場合に該当し、かつ、高砂市から予防接種費用無料券（許可証）（以下「無料券」という。）の交付を受けた者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象者が負担した予防接種に要した費用とする。ただし、接種日の属する年度に高砂市医師会と締結した委託契約書に定める委託料単価を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、高齢者肺炎球菌の予防接種をした助成対象者で次の各号のいずれかに該当するもの以外の者に係る助成金の額は、助成対象者が負担した高齢者肺炎球菌の予防接種に要した費用（当該費用が接種日の属する年度に高砂市医師会と締結した委託契約書に定める委託料単価を超えるときは、当該委託料単価）から4,

000円を控除した額とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者
- (2) 世帯の構成員全員が市民税の非課税者である世帯に属する者

(依頼書又は無料券の交付)

第5条 市長は、助成対象者が助成を受けようとするときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類について、提出又は口頭での申出を行わせるものとする。

- (1) 第2条第1号に掲げる場合に該当する者であって依頼書の交付を受けようとするもの 高砂市定期予防接種実施依頼書交付申請書（様式第1号）
 - (2) 第2条第2号に掲げる場合に該当する者であって無料券の交付を受けようとするもの 定期予防接種に関する特例実施申請書（様式第1号の2）
- 2 市長は、前項の規定による申請又は申出があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、依頼書又は無料券を発行し、被接種者等に交付するものとする。

(助成の申請)

第6条 市長は、依頼書又は無料券の交付を受けた助成対象者が予防接種を受けたときは、当該助成対象者から次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 高砂市定期予防接種費用助成金交付申請書兼請求書（様式第2号）
 - (2) 当該予防接種を受けたことを証明する書類の写し
 - (3) 当該予防接種に係る領収書等その費用を証明する書類（複数の予防接種に係るものである場合は、それぞれの費用が記載されているものに限る。）
- 2 前項の規定による申請の期間は、それぞれの予防接種を受けた日から起算して6箇月を経過した日又は当該予防接種を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

(助成の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに当該申請をした助成対象者に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、助成金の交付を受けた助成対象者が偽りその他不正な手段によって助成金の交付を受けたと認めるときは、その者に対し当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受けた予防接種について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月29日から施行し、令和2年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。